

名南西だより

第126号 令和3年11月16日発行
 (公社)愛知県宅地建物取引業協会
 名南西支部
 〒497-0050 海部郡蟹江町学戸5丁目111番地
 TEL 0567-94-3050
 FAX 0567-97-0525
 E-mail:info@meinannishi.com



重要なお知らせ

令和3年度 第1回支部企画研修会

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、【Web研修】にて開催します。

＜研修科目及び講師＞

- ◆ あいぽぽ(物件登録・代行登録業務) 講師:本部 担当者
- ◆ 最近の法令改正にかかる重要事項説明書及び各種契約書の作成ポイント
 講師:(一財)不動産適正取引推進機構 調査研究部 中戸氏

＜受講期間＞

- ◆ 令和3年12月1日(水)0:00 ~ 12月15日(水)23:59

◇ 詳細につきましては、送付済み(11/22 郵送)ですので、ご確認願います。

令和3年度 第1回県下統一研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「Web研修」にて実施いたしました。
 出席状況は、下記の通りです。



＜県下統一研修会＞	出席者数
正会員	240名
専取準会員・従業者準会員	40名
従業者	6名
合計	286名

※Web視聴ができなかった方(テキストを熟読し、レポート提出)の人数は、正会員4名でした。
 (左記人数に含む)



ありがとうございました。



令和3年度 宅地建物取引士資格試験

10月17日(日)に、令和3年度宅地建物取引士資格試験が実施されました。
 当日、本部員(統括・兼任・本部員・相談係)・監督員をしていただいた皆様、
 ご協力ありがとうございました。

新規入会

免許番号	商号	氏名	事務所所在地
知事(12)8748号 R5.4.2	(有)吉田不動産 蟹江営業センター (海部南7)	代表者 吉田 光宏 	〒497-0034 海部郡蟹江町本町7-99 TEL 0567-95-0078 FAX 0567-95-1824
知事(1)24821号 R8.6.28	(有)ケーサービス (港15)	代表者 小塚 富士夫  専取準会員 小塚 未菜	〒455-0886 名古屋市港区東蟹田927 TEL 052-303-2791 FAX 052-303-2780
知事(1)24897号 R8.10.18	(株)フェリックス (海部北1)	代表者 山口 将宏  専取準会員 長谷川 裕哉	〒490-111 あま市甚目寺松山154-1 TEL 052-462-8555 FAX 052-308-8565

重要事項説明書の項目の追加に関するお知らせ

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律による道路法の改正及び踏切道改良促進法の改正に伴い、今般宅地建物取引業法施行令が改正されることにより、本年9月25日より重要事項説明事項に追加されることとなりました。

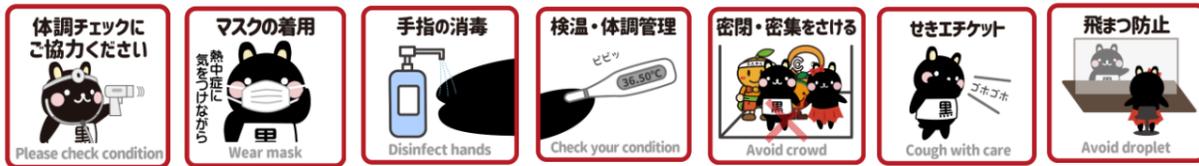
また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行が、令和4年2月下旬に予定されており、本件についても重要事項説明事項に追加されます。施行されるまでの間は、本項目は説明事項に該当しませんので説明不要ですが、施行日以後は、追加した書式に基づいて説明する必要がありますので、ご注意ください。本書式については愛知宅地建物取引業協会「[会員マイページ](#)」からダウンロードできますので併せてご案内申し上げます。

尚、支部にて販売しております重要事項書参考資料については、該当部分を印刷し、添付しております。

令和3年度 あま市不動産無料相談

毎月第2水曜日午後1時～4時の間、あま市役所甚目寺庁舎にて『不動産無料相談』を実施します。不動産に関するご相談ならどんなことでもお気軽にご相談いただけます。

4月14日(済)	5月12日(済)	6月9日(済)	7月14日(済)
8月11日(済)	9月8日(休止)	10月13日(済)	11月10日(済)
12月8日	1月12日	2月9日	3月9日



- 発熱、頭痛、咳、鼻水、下痢、のどの痛み等がある場合、来会をご遠慮下さい。

※ 緊急事態宣言の発令により、休止になる場合もございます。その際は、名南西だより・ホームページ等にてご案内いたします。ご利用の際は、ご確認ください。

募集中!

下記の事項につきまして、随時募集しておりますので、支部までご意見をお寄せください。

- ◆ 支部企画研修会(Web)にて、今後取り上げてほしい内容 等

公益事業委員長 渡部 孝

支部の窓

- 正副支部長会(9/21開催)
- 支部幹事会(10/19開催)

<第4回> 構成員数22名…出席者数17名・委任状5名

- ① 冬季地区会について
- ② 委員会等の案内について
- ③ 支部企画研修会について
- ④ 支部企画研修会の動画作成について
- ⑤ 支部企画研修会の送付物について
- ⑥ 助成金事業について

支部幹事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、支部会議室ではなく、他会場(広い会議室)をお借りし、密にならない様、開催しております。

次回の正副支部長会は11月29日(月)、支部幹事会は11月19日(金)・12月9日(木)を予定しております。

会員異動

変更事項	商号・地区	氏名	変更内容
代表者変更	(有)不動産の服部 (中川東9)	代表者 服部 美津代	(旧)服部 明
	三晃不動産(株) (中川西12)	代表者 風岡 直樹	(旧)風岡 正夫
	(株)リーポ (中川東10)	代表者 佐野 邦彦	(旧)神谷 智康
専取準会員 変更	(株)セネット (中川西11)	専取準会員 柴田 昌吾	(旧)加藤 友梨
	新生建設(株)高畑センター (中川東10)	専取準会員 近藤 未央	(旧)松原 卓也
準会員退会	(株)アイデムホーム (中川西11)	専取準会員 市川 整	
退会	積水ハウス不動産中部(株) 名古屋西営業所 (中川東10)	代表者 杉田 昇	支店廃止

女性部会の新規入会者を募集しております

研修会・勉強会などを通じ資質の向上を図り、協会の組織活性化及び組織運営を担う人材育成を目的としております。名南西支部では、年2回の勉強会を兼ねた食事会を開催しており、親睦を図っております。

宅建業に従事している女性経営者・女性従事者であれば、どなたでも(正会員及び準会員、並びに女性従事者)ご入会いただけます。ご入会をお待ちしております。お問合せは、名南西支部までご連絡ください。(☎0567-94-3050)



冬期休暇のお知らせ

令和3年12月29日(水) ~ 令和3年1月4日(火)

本部事務局と同一とし、上記日程で事務局を休業させていただきますので、事務連絡等にご配慮くださいますよう、お願い致します。

尚、12月28日(火)は、仕事納めのため、通常業務は行いません。年始の業務は1月5日(水)からとなります。よろしくお願い致します。



10月9日(土)イオンモール名古屋茶屋にて、地域事業の一環として献血活動を実施いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「蟹江町民まつり」が中止となりましたので、今年度も愛知県赤十字血液センター様とイオンモール名古屋茶屋様にご協力いただき、コロナ対策をしながら、実施の運びとなりました。



献血受付人数	78名
献血できた方	58名
献血できなかった方	20名



ご協力ありがとうございました。



行政手続のデジタル化に向けた押印原則の廃止のための宅地建物取引業法施行規則等の改正について教えてください。



宅地建物取引業の免許申請にあたり行政庁に提出する申請書等については、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下、規則）等において定められている様式に押印欄が設けられていました。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、可能な限り人と人との接触を避けるため、テレワークやリモートワークといった働き方が浸透するなどの環境変化が生じる中で、各種手続における押印規制等の見直しの必要性が高まっていました。また、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）においても、行政手続における抜本的な見直しのため、各府省において、恒久的な制度的対応として令和2年内に必要な検討を行い、法令等の改正を行うこととされており、行政庁に提出する申請書等の様式の押印欄についても対応を行うこととなりました。そこで、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）等が制定され、規則等において定められている、国民や事業者から行政庁に提出すべき書類の様式から押印欄を削る等の改正が行われました。

規則のうち、押印欄が削られる様式は、免許申請書（別記様式第1号）、宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書（別記様式

第3号の2）、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（別記様式第3号の4）、廃業等届出書（別記様式第3号の5）、登録申請書（別記様式第5号）、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（別記様式第7号）、宅地建物取引士証交付申請書（別記様式第7号の2の2）、宅地建物取引士証書換え交付申請書（別記様式第7号の4）等になります。

なお、宅地建物取引業関係以外の法令に基づく手続につきましても、合わせて押印の見直しを行っており、民間から行政への手続における押印の99.4%が廃止又は廃止の方向となりました。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令は、令和2年12月23日に公布され、令和3年1月1日より施行されております。

なお、当面の期間は、改正前の旧様式を使用することができるとされています。旧様式を使用する場合、新様式において押印が不要とされた様式については押印を省略することができることとなっています。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、行政庁への申請等を行う際、今回の改正を踏まえたご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。

〈文責：益塚真哉〉